

春号

2023年 4月 1日

FUTURE
FUTURE

～ 未来 ～

山下事務所は元氣社長を
応援する社外ブレンです

税理士 山下事務所

Vol. 96

所長挨拶



お客様、先月 13 日からマスク装着は自己判断になりましたが、お元気にされていますか？ 当事務所員には、公共交通機関利用時、お客様訪問時には、出来る限り装着させようと考えております。但し、訪問時にお客様の許可によっては外させていただきます。

事務所の最大繁忙期の個人確定申告も 3 月 15 日に無事終了し、その夜は所員の苦勞に報いるために『牛しゃぶしゃぶ豚しゃぶしゃぶ』の店で食べて飲んでの大打ち上げをしました。翌日は爆睡していたでしょうね。私はいつも通り事務所で雑務をして、夜はWBCの日本対イタリア戦を観戦していました。

マスクが取れた事で税務調査が再開されます。今からの調査は 6 月年度末に向けてとなり、5 月中には終了しないといけないので深掘りはできないと思います。

しかし、以前にも書いた通り、署内で取引先、銀行等の取引状況を確認していると思いますので注意が必要と思います。

さて、政府をはじめとして春闘やネット等で賃上げの風潮が大きくなってきました。ある社長とお会いした時に、この賃上げが中小企業にとって以前のバブル時代のように売手市場となり、人材獲得が一段と厳しくなると言われていました。中小企業の社長の悲鳴とも受け取れました。当事務所も人材不足になっていますが、新人所員を早く入れてお客様にご迷惑をおかけしないようにしたいと思っております。

もう少しで花粉症も落ち着く時期が到来します。お身体ご自愛ください。

2023 年度税制改正について、主な改正項目を紹介します。

< 法人課税 >

I 研究開発税制の見直し

- 研究開発費の増加インセンティブを更に強化するため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブを見直します。
- 税額控除上限に達した企業に対してもインセンティブ強化となるよう、試験研究費の増減に応じて、税額控除の上限も変動させる制度を新たに導入します。

※控除上限額については、原則の控除上限額である法人税額の 25%に対して、増減試験研究費割合（(当期の試験研究費額の額－比較試験研究費の額)÷比較試験研究費の額）が 4%を超える場合は一定割合を加算、増減試験研究費割合がマイナス 4%を下回る場合は一定割合を減算する新たな特例が設けられる。加算特例は、試験研究費割合（試験研究費の額÷平均売上金額）が 10%超の場合の上乗せ措置と比較し、控除上限額が大きくなる方を適用することになる

- 幅広いスタートアップ企業との共同研究・委託研究を促すため、オープンイノベーション型の「研究開発型スタートアップ企業」の範囲を大幅に拡大します。

【追加】（試験研究費の類型）共同試験研究・委託試験研究

（対象範囲）特別新事業開拓事業者 （税額控除率）25%

【追加】（試験研究費の類型）試験研究費の額のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

（税額控除率）20%

- ビックデータや A I 等を活用した「サービス開発」に係る試験研究費については、サービス開発に当たりビックデータを新たに収集すること等が要件となっていました。新たなサービス開発を促すため、既存のビックデータを活用する場合も研究開発税制の対象とします。

II オープンイノベーション促進税制の見直し

- 既存企業によるスタートアップ企業の M & A を後押しする観点から、既存株式を取得した場合にも、オープンイノベーション促進税制の適用を可能とします。

その際、M & A から 5 年以内に「成長要件」を満たした場合は減税メリットがその後も継続する仕組みとし、スタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図ります。

追加される特定株式（既存株式）の主な要件

保有見込期間	5 年
特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間	
取得価額	上限：200 億円 下限：5 億円
特別新事業開拓事業者の範囲	内国法人のみ

<個人所得課税>

Ⅲ N I S A制度の抜本的拡充・恒久化

- 「資産所得倍増」「貯蓄から投資へ」の観点から、N I S A制度について、非課税保有期間を無制限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とします。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠「つみたて投資枠」については、年間投資上限額を120万円に拡充します。
- 上場株式への投資が可能な現行の一般N I S Aの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」については、年間投資上限額を240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。
- 非課税保有限度額を新たに設定した上で、1,800万円（生涯非課税限度額）とし、「成長投資枠」については1,200万円（生涯非課税限度額）とします。

適用開始時期：2024年1月1日以降

	つみたて投資枠【併用可】	成長投資枠【併用可】
年間の投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）	同左
非課税保有限度額	1,800万円	1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	同左
投資対象商品	積立・分散投資にてきた一定の公募等 株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で 投資	制限なし
現行制度との関係	2023年末までに現行のNISA制度において投資田商品は、新しい制度の外枠で、 現行制度における非課税措置を適用	

Ⅳ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

- 高額所得者の所得税と社会保険の負担割合が低くなる問題に着目し、税負担の公平性確保の観点から設けられた措置。その年分の基準所得金額が3.3億円を超える高額所得者について増税となります。適用開始時期：2025年以降の所得税から適用

【措置の内容】

（基準所得金額（※1）－3.3億円）×22.5%が基準所得税額（※2）を超える場合は、
差額金額に相当する所得税を課する。

（※1） 基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額
（適用する特別控除額を控除した後の金額）をいう。

（※2） 基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいい、分配時調整外国税相当額控除及び
外国税額控除を適用しない場合の所得税をいう。なお、附帯税及び本内容により課される所得税の額を除く。

<資産課税>

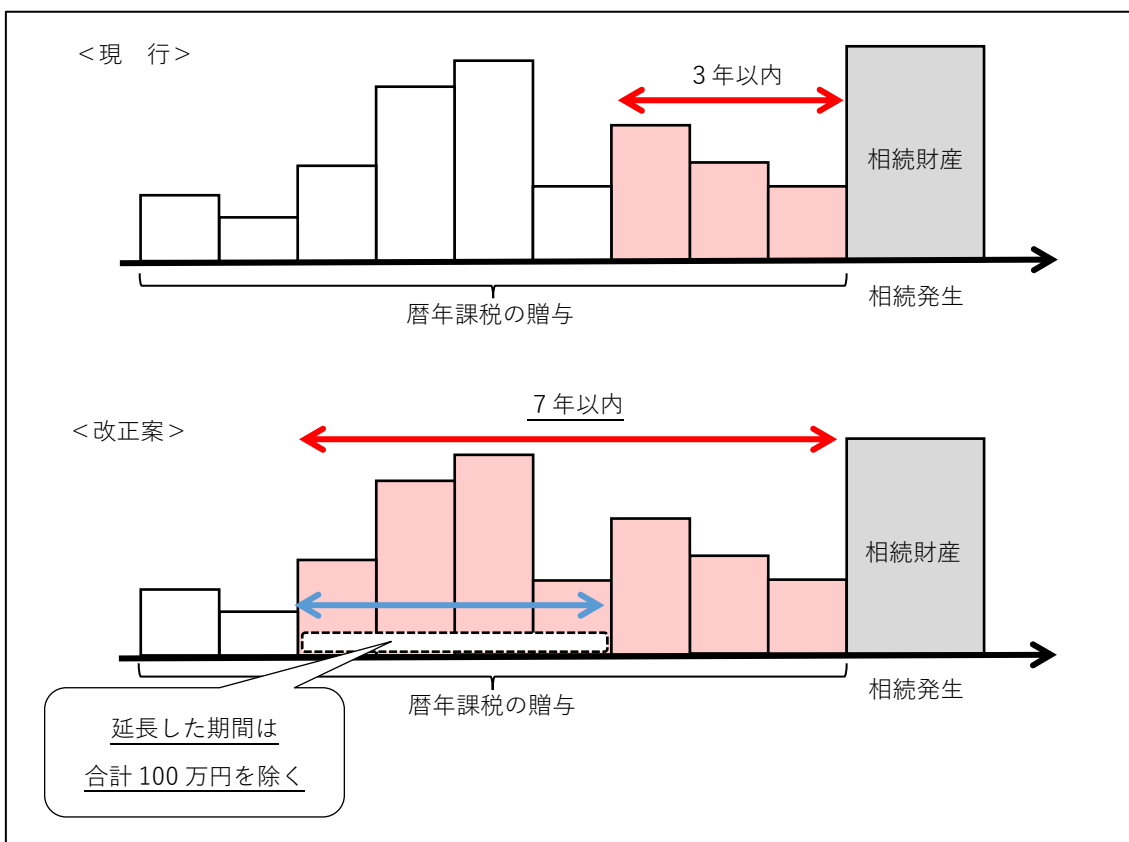
生前贈与加算制度の見直し（加算期間の延長）について

- ・現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算されます。
- ・暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長することとなりました。
- ・その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額は相続財産に加算されません。

<内容>

- ・相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前7年以内（現行：3年以内）に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算する
- ・ただし、延長した期間の財産は、合計100万円まで加算対象外

<図表> 加算期間の延長のイメージ



<適用時期>

- ・令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税

相続開始日	加算対象期間
～令和8年12月31日	3年以内（現行と同じ）
令和9年1月1日 ～令和12年12月31日	3年超7年未満（移行中） ※令和6年1月1日から相続開始日前までの期間が対象
令和13年1月1日～	7年以内（移行後）

<具体例>

相続開始日	加算対象期間※	
令和8年7月1日	令和5年7月1日～令和8年6月30日	3年
令和9年7月1日	令和6年1月1日～令和9年6月30日	3年6か月
令和10年1月1日	令和6年1月1日～令和9年12月31日	4年
令和11年1月1日	令和6年1月1日～令和10年12月31日	5年
令和12年1月1日	令和6年1月1日～令和11年12月31日	6年
令和13年1月1日	令和6年1月1日～令和12年12月31日	7年
令和13年7月1日	令和6年7月1日～令和13年6月30日	
令和14年1月1日	令和7年1月1日～令和13年12月31日	

※延長される期間（相続開始前3年超7年以内の部分）は、合計100万円まで相続財産に加算しない。

<図表> 移行中のイメージ

